

令和7年度
事業計画書

自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日

社会福祉法人
栗原市社会福祉協議会

「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造

【令和7年度 基本方針】

栗原市社会福祉協議会の財務環境が厳しさを増す状況から、平成27年度に「第1次改革推進（改革・改善）プラン」を、令和2年3月には、「第2次改革推進（改革プラン）」の本編、及び令和2年10月に「職員配置計画」「財政計画」を策定いたしました。

さらに、令和4年1月には、撤退を唱えていた介護保険事業所の存続運営に伴い、その「職員配置計画・財政計画」の改訂版を策定し、この計画に基づき、様々な改革推進に取り組んできた結果、令和5年度には黒字転換となり、一定の成果があったものと捉えております。

「第2次改革推進（改革プラン）」が令和6年度で最終年度を迎えることから、令和5年11月から策定作業を進め、今般、令和7年2月に、改革推進の集大成とも言うべき『第3次改革推進（改革プラン）』を策定したところであります。

しかしながら、最低賃金や給与等の大幅な上昇、上がり続ける物価など、策定作業当初にはまったく想定できなかった極めて大きな社会情勢の変化があり、これまでの「社協運営（経営）システム」は大きく崩れ、新たな運営（経営）システムの構築は急務となっております。

そのため、それらに対する対策や改革・改善策について、さらに検討・協議をすることが必要であり、令和7年度は、再検討すべき事項を含め、新たな運営（経営）システムに対応できる取り組み項目について検討・協議を進め、しっかりとその方向性を出しながら、令和8年度「改訂版」の策定に向け取り組んでまいります。

地域福祉活動につきましては、各地域の実情に応じた活動事業、身近な支え合い活動を一層推進するため、支部に「地域づくり普及事業活動費」として、地区社協へは「ご近所支え合い助成」を新たに交付し、「支え合い」「お互いさま」の身近な支え合い・助け合いを幅広く推進するなど、地域づくりを栗原市と共に進めてまいります。

また、本会の地域福祉活動の指針とも言うべき「第4期栗原市地域福祉活動計画」については、令和8年度で計画期間が終了することから、「第3次改革推進（改革プラン）」とも連動させ、令和7年度からその策定作業に取り組んでまいります。

介護保険・障害福祉サービス事業所等につきましては、毎月、経営指標を作成し、分析・検討を加えながら、安定的な事業運営を目指してまいりましたが、前述したとおり、近年の想像を超える大幅な人件費の上昇や、度重なる物価高騰を受け、一転、厳しい経営状況となっております。

今後も、目標指数の作成と検証・分析を継続し、コンパクトな事業所運営に努めてまいります。

さらに、利用者増強対策として実施している見学会等につきましては、地域や関係者の皆様のご協力をいただきながら継続して実施し、市内における認知度の向上を図り、利用者増加に繋げてまいります。

本会は、これまで、多くの皆様の深いご理解と温かいご協力を賜り、本年、大きな節目の年となる20周年を迎えます。本会をしっかりと次代へと引き継いで行くため、堅固な財政基盤の確立と、地域の皆様の活動をしっかりと支えることのできる職員の育成にも努めてまいります。

【重点目標】

- 改革推進業務への取組み（第3次改革推進（改革プラン）の取組項目の実施、「改訂版」策定に向けた取組項目の検討・協議・方針決定）
 - ① 地域福祉活動推進事業の確立（「地域づくり」へ）
 - ② 受託事業（高齢者生きがい活動支援通所業務、放課後児童クラブ運営業務、生活支援体制整備事業第2層運営等業務、築館・志波姫地域包括支援センター業務）・指定管理業務への着実な取組みと新たな受託事業の検討・協議
 - ③ 財政運営の基盤確立（新たな運営（経営）システムの構築）
 - ④ 組織体制の再構築（本所・支所の役割、各事業所間連携等組織のあり方検討）
 - ⑤ 介護保険事業・障害福祉サービス事業のコンパクト化（経営指数の検証、利用者増強対策、コンパクトな事業所運営（経営））

I. 法人運営部門

法人運営部門は、社会福祉協議会の組織全体の運営管理、財務を担当していますが、近年の原油高騰による電気料金、燃料費等の高騰に加え、印刷費やコピー用紙などすべての事務用品等の高騰が続くなど、急激な物価高騰が本会の経営を著しく圧迫しております。

加えて、ここ2年の最低賃金の大幅な金額アップや、人事院勧告などによる給与等の大幅な改正など、人件費の上昇はこれまでに類を見ない状況となっております。

今後においても同様の状況が想定されることから、あらゆる経費削減策を実施し、支出の抑制に努めるとともに、事業所運営から法人運営への繰出金で法人全体の経営を補ってきた、これまでの社協運営（経営）システムが崩壊してきた状況から、「新たな運営（経営）システム」の構築は急務となっております。

このため、再度、法人の赤字要因を検証・分析するとともに、新たな受託事業等の検討や、これまで実施してきた改革推進取組項目の再検討を行うなど、新たな視点をもって、あらゆる項目における削減策と増収策を検討し、今後とも安定し、継続できる事業運営・組織運営を目指してまいります。

また、同時に、今後も安定した社協運営（経営）を継続して行くためには、組織体制の再構築も必要でありますことから、本所・支所のあり方や役割の検討と、各事業所間の連携強化など、広範囲な視点に立って組織体制を構築してまいります。

さらに、職員一人ひとり（一人一人）が、やりがいや充実感を持ちながら、意欲的かつ積極的に業務に取り組めるよう、職員研修の充実と、働きやすい職場づくりにも意を用いてまいります。

1. 組織運営

- ・理事会
- ・評議員会
- ・監査会
- ・役員懇談会
- ・正副会長会議
- ・支部長会議
- ・評議員選任・解任委員会ほか委員会

2. 法令遵守の推進

- ・社会福祉法及び関連法令の遵守
- ・栗原市（所轄庁）への届出等法務に関する業務
- ・個人情報の保護等に関する事務

3. 人材育成及び人事管理

- ・キャリア形成支援、エキスパート（熟練者・専門知識者）の育成
- ・内部研修の充実、外部研修への積極的派遣
- ・組織体制（体系）の再構築

4. 財務管理及び基金運用

- ・事業収入の確保、事業経営の安定化
- ・経費節減・合理化等による財政の健全化
- ・新たな受託事業の検討
- ・新たな運営（経営）システムの検討

5. プロジェクト

- ・改革推進プロジェクト（第3次改革推進（改革プラン）取組項目の確実な実施、第3次改革推進（改革プラン）の改訂版策定に向けた検討・協議）
- ・規程改編プロジェクト（定款、規程、要綱等の改正）
- ・合併20周年プロジェクト（記念式典、記念誌発行等）

6. 災害支援本部の設置運営

- ・危機管理体制の整備

7. 施設・設備等の管理

- ・築館社会福祉センターの維持・管理
- ・その他施設・設備等の管理
- ・公用車等の整備・管理、車両配置計画に基づく削減等実施

8. 第3次改革推進（改革プラン）に基づく実施内容

【全体】

- ・事務事業の評価（事務事業評価調書の作成）
- ・事務事業量調査（①事務量・事業量・業務量の把握・分析、課題と問題点の抽出、②課題・問題点解消への具体方策の検討）
- ・持続可能な法人運営にするための組織体制への再検討

【法人運営部門】

- ・車両配置計画（小型化及び台数削減）での削減
- ・花山総合支所にて花山支所の業務実施
- ・報酬及び費用弁償の見直し（①理事・監事・評議員の報酬の減額の再検討、②費用弁償支給範囲の検討・協議及び推進委員等への費用弁償支給に関する検討・協議）
- ・新たな経営システムの検討（①社協合併後の経営システム検証・分析、②法人赤字要因の解消策の検討・協議、③新たな受託事業等の収益につながる事業の検討・協議）
- ・電子決裁システムの導入再検討・協議
- ・社会福祉事業功労者表彰規程の表彰の資格（年限）の検討・協議
- ・決裁区分に基づく運用基準の再構築の検討・協議
- ・職員の意識改革（改善）方策の検討・協議

II. 地域福祉活動推進部門

令和7年度は、第3次改革推進（改革プラン）の大きな取組みとして、「地域づくり」に注力してまいります。

これまで、栗原市社会福祉協議会として、支部・地区社協の地域福祉活動の推進に力を入れ、3つの柱（お茶っこ会・世代間交流・安否確認）で事業を重点的に進めてまいりました。

さらに、第3次改革推進（改革プラン）における地域福祉部門での最大の取組みとして、地域福祉活動推進の4本目の柱へ『地域づくり』を掲げ、具体的に一步前へ進めるよう取り組んでまいります。

加えて、地域の実情にあった地域づくりの展開を図るため、事務事業の見直し、財源や対象活動事業の見直しを行い、これまでの活動費に加え、支部に「地域づくり普及事業」活動費として、地区社協には、「ご近所支え合い助成」として交付し、「支え合い」「お互いさま」の身近な支え合い活動を幅広く推進し、住民主体の活動支援・相談支援に努めてまいります。

また、そのような地域づくりにかかる事業の様子をいち早く、SNSで発信し、幅広い年代、特に若い世代に社協事業を知っていただき、新規会員の確保につなげるため、情報発信“社協の見える化”に、さらに努めてまいります。

さて、栗原市社会福祉協議会の活動を支える財源は、人口の減少等により、会費・募金ともに、年々減少してきています。地域福祉推進事業を支える自主財源の確保に向け、法人・企業推進リストを作成の上、強化推進月間を設け、支部委員・推進委員・奉仕委員の協力をいただくとともに、皆様に、財源充当事業などその使い道について、積極的に広報に努めてまいります。

さらには、次年度への社協会員推進につなげるため、推進委員・奉仕委員合同会議については継続開催するとともに、推進委員及び奉仕委員それぞれの会議開催のあり方についても工夫を凝らすなど、参加しやすい会議開催としてまいります。

今後、栗原市社会福祉協議会として、これからの地域福祉活動の活発化に向け、多くの世代の方に地域福祉に関心を持っていただけるように、そして、多くの方に参加を促しながら、地域づくりへ新たな一步を踏み出し、参加いただいた皆さんが、地域づくりの主人公になっていただけるよう進めてまいります。

1. 地域福祉推進事業

(1) 会員加入推進

- ・推進委員研修会
- ・企業訪問（新規・継続加入）
 - *法人・企業推進リストを作成の上、強化推進月間を設け実施
- ・会費の使いみちについてのわかりやすい広報の実施
- ・子供向け、若い世代向け実施事業の充実
- ・推進委員・奉仕委員合同会議

- (2) 支部活動の充実と支援
 - ・支部長会議
 - ・支部会議
 - ・支所業務の充実
 - ・地域づくり普及事業（地域支援事業）（第3次改革推進（改革プラン）に基づく事業実施）
- (3) 地区社会福祉協議会の充実と支援
 - ・地区社会福祉協議会地域福祉活動発表会（各支部）
 - ・出前講座事業
 - ・ご近所支え合い助成（第3次改革推進（改革プラン）に基づく事業実施）
- (4) 防災、災害支援事業
 - ・福祉防災まっぷ作成事業の推進（2年間ですべての地区での新規作成完了）
 - ＊令和7年度（9地区）、令和8年度（10地区）実施の計画
 - ・災害ボランティアセンター設置運営訓練・研修会（隔年実施）
 - ・災害見舞金の交付（地震、風水害、その他の異常な自然現象又は火災による災害の被災者に対して贈呈）
- (5) ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の推進
 - ・くりはら・ひまわり・げんきプロジェクト（支部事業）
 - ・技術養成ボランティアスクール
 - ・ボランティア保険加入受付事務
- (6) （仮称）市民の福祉を考えるつどい（合併20周年記念式典）
- (7) 歳末たすけあい配分事業
 - ・しあわせな地域づくり事業（助成対象：ボランティア（団体・個人））
 - ・地域支援事業（支部）
 - ① 歳末見守りひと声運動の実施
 - ② 見守り安否確認事業
 - ③ 会食型 食事サービス事業
 - ④ 世代間交流事業
 - ⑤ 地域づくり普及事業（第3次改革推進（改革プラン）に基づく事業実施）

2. 企画調査、広報事業

- ・社協だより（年4回発行：5月、8月、11月、2月）一本化
 - ※社協だよりの中に、支所だより、ボランティアセンターだより、共募だよりを包含し発行
- ・情報発信（ホームページ更新・インスタグラム更新・充実（動画中心）及び幅広い年代層への情報提供）
- ・広報編集会議

3. 青少年、こども育成事業

- ・福祉教育推進事業（市内小・中学校・高等学校対象）
- ・キャップハンディ体験学習事業
- ・「福祉活動に関する標語・ポスター・書道」作品募集事業（市内小・中学校対象）
- ・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流 支部事業）

4. 高齢者、障害者支援事業

(1) 高齢者支援事業

- ・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流 支部事業）
- ・高齢者食事サービス事業（配食型）

※築館・高清水・一迫支部において、支部（地域支援事業）として実施

(2) 障害者支援事業

- ・朗読テープ貸出事業（市広報・市議会だより・市社協だより）

5. 相談・生活支援事業

(1) 総合相談事業（第3次改革推進（改革プラン）に基づく事業実施）

- ・総合相談事務・事業

※生活相談・電話相談・巡回相談（*合同相談の廃止、生活相談開設日の変更（各支所 月2回⇒2ヶ月に1回）地区社協事業等への出張型及び相談ケースに応じての訪問型相談）

- ・相談員全体研修会

(2) 貸与事業

- ・福祉用具貸与事業（車イス）

(3) 日常生活自立支援事業

- ・栗原地域福祉サポートセンター(まもりーぶ栗原)の運営

6. 貸付事業

(1) 生活安定資金貸付事業

(2) 応急援護資金貸付事業

(3) 生活福祉資金貸付事務（県社協委託事業）

7. 福祉団体等関連

(1) 宮城県共同募金会栗原市共同募金委員会 ⇒ 社協との連携

- ・運営委員会、審査委員会の運営
- ・街頭募金、イベント募金活動の展開、関連会則等の改正

(2) 栗原市ボランティア連絡協議会運営事務

(3) 栗原市福祉団体事務委託

- ・市老人クラブ連合会
- ・市遺族会
- ・市身体障害者福祉協会

8. 第3次改革推進（改革プラン）に基づく実施内容

- ・第5期地域福祉活動計画作成に向けての調査・研究
- ・支部交付割合変更実施
- ・地区社協交付割合変更実施
- ・地域づくり事業の普及・促進・実践
- ・地域資源の発掘・利活用の推進・実践
- ・(仮称)「社協会費・募金の使いみちハンドブック」の作成
- ・広報の一本化、総合相談事業の取組み実態の把握・検証
- ・地域づくり推進に向けた組織体制のあり方検討（支部・地区社協のあり方（再編等）、本所・支所の役割と連携の検討）

Ⅲ. 事業運営部門

本会が運営する介護保険事業及び障害福祉サービス事業では、利用者減少による減収と、ここ数年の大幅な人件費の上昇や、引き続き物価高騰により、その運営は厳しさを増して来ております。このことは、事業所運営における黒字分を法人運営へ繰り出しを行って収支調整を担う、現在の「社協運営（経営）システム」の持続が困難となることを意味しており、このことから、早急に新たな運営（経営）システムの構築が求められる状況となっており、今後、利用者の動向や市内他事業所等の現状を踏まえつつ、事業所運営のあり方について、抜本的な改革を行う必要があるものと捉えております。

介護保険事業のデイサービス事業については、令和6年度末で花山デイサービスセンターが廃止となりましたことから、令和7年度から、高清水・一迫・金成の3つのデイサービスセンターにおいて、利用者定員18名の「地域密着型」として運営し、事業継続できるよう努めてまいります。

今後とも、施設見学交流会等の利用者増強対策を継続し、新規利用者の獲得を目指していく一方、随時、運営（経営）状況の分析検証を行いながら、コンパクトな事業所運営を行ってまいります。

障害福祉サービス事業所である生活介護事業所においては、令和6年7月に法人独自の運営推進委員会を設置いたしました。利用者増に向けた様々なご意見をいただきながら、具体的な行動計画を作成するとともに、すべての事業所の連携・協力のもと、事業実施してまいります。

また、共同生活援助事業所では、令和7年度から地域連携推進会議の設置が求められておりますことから、会議の設置を進めてまいりますとともに、各委員からご意見を頂戴し、地域との連携、効果的な運営、サービスの透明性と質の向上を図りながら、施設の常時満床の維持に努めてまいりますほか、相談支援事業所では一定の給付件数を維持し、安定した収入が得られるよう努めてまいります。

令和6年度に開始した介護事業所・障害福祉サービス事業所利用者の増強対策として実施した、各施設の見学会や体験会、地域との共同事業などの開催により、栗原市社会福祉協議会の事業所への理解と周知が深まり、新規利用者の確保にもつながりました。令和7年度は、前年度の経験と実績をもとに、さらに充実した内容を実施し、新たな利用者確保に努めてまいります。

1. 介護保険事業

- (1) 通所介護事業～【地域密着型】（月～土曜日・定員18人）
 - ・高清水デイサービスセンター
 - ・一迫デイサービスセンター
 - ・金成デイサービスセンター
- (2) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）（月～金曜日）
 - ・要介護・要支援認定調査（保険者委託事業）
- (3) 施設見学会・体験会、住民参加型事業等の開催
- (4) 年次指標の作成、検証、対応策の実行
- (5) 地域密着型運営推進会議の開催（3デイ、年2回）

2. 障害福祉サービス事業

- (1) 生活介護事業所 はげましホーム（月～金曜日・定員30人）
- (2) 共同生活援助事業所 ふきのとう（24時間体制・定員7人）
- (3) 相談支援事業（月～金曜日）
 - ・障害者相談支援事業所
 - ・障害児相談支援事業所
- (4) 施設見学会・体験会、住民参加型事業等の開催
- (5) 支援学校等生徒、保護者に対する事業所説明の実施
- (6) 各支部事業等での はげましホーム紹介及び利用者製作作品等の展示の実施
- (7) はげましホーム運営推進委員会の開催
- (8) ふきのとう地域連携推進会議の設置・開催
- (9) 年次指標の作成、検証、対応策の実行

3. 介護者支援・地域支援事業

- ・在宅介護功労者表彰

4. 運営管理体制整備

- ・管理者会議
- ・サービス向上検討会議
- ・研修（専門職別研修・所内研修・外部研修）

5. 第3次改革推進（改革プラン）に基づく実施内容

- ・各事業所運営（包括含む）のあり方の検討・協議（拡大・縮小等（統合）の検討）【新たな事業所運営（経営）の再構築】
- ・デイサービスセンターの統廃合の検討・協議（利用者の推移等を踏まえ、事業所数を検討）
- ・職場環境整備の検討・協議（後継者育成・人材育成・運営業務について）
3デイ 18名定員の実施（高清水デイ・一迫デイ・金成デイ）
- ・利用者増強対策の実施・継続
- ・はげましホーム運営推進委員会の継続・実施
※参集者等の意見を踏まえ、次回開催の在り方など検討・実施
- ・デイだより等の一本化の実施・検証
- ・月次指数の検証・分析

IV. 栗原市委託事業、指定管理事業

栗原市から受託する各業務・事業において、その目的・業務内容等契約に基づき、市及び関係機関と連携を密にし、適切な事業運営を図ってまいります。

また、新たな社協運営（経営）システムを構築するため、新たな受託事業等の検討・協議を進めてまいります。

1. 高齢者生きがい活動支援通所業務（10地区10会場）

- ・社会的孤立感の解消と自立生活の助長を目的に事業実施

2. 放課後児童クラブ運営業務（10地区11クラブ）

- ・児童の健全育成と保護者の就労支援を目的に事業実施

3. 生活支援体制整備事業第2層運営等業務（10協議体）

- ・生活支援サービス（生活支援、介護予防）の充実を図っていくことを目的に事業実施
- ・「話し合い」の場 から「地域づくり」の場 へ（地域づくりを進めるための具体策などの助言等）

4. 築館・志波姫地域包括支援センター

- ・地域住民を包括的に支援することを目的に事業実施

5. 指定管理業務（6施設）

- ・築館高齢者福祉センター、鶯沢老人福祉センター、栗駒高齢者コミュニティセンター、栗駒老人憩いの家、志波姫老人憩いの家、一迫高齢者生活福祉センター